

資料1 令和7年愛媛県内死亡災害発生状況(令和7年10月末日現在)

愛媛労働局									
番号	所轄署	発生月 発生時間帯	業 種	被 災 者			発 注 者	発 生 状 況	事故の型 起因物
				性別	年齢	職種			
1	新居浜	2月 16時	木造家屋建築工事業	男	73	大工	民間	自社倉庫工事において、作業床から地面に降りる際、作業床周辺に設置されていた単管に足をかけようとして踏み外し、高さ1.1メートルの高さから墜落し、死亡したものの。	2メートル未満からの 墜落・転落 足場
2	八幡浜	2月 11時台	その他の土木工事業	男	57	土木技術者	地方公共団体	ホイール式トラクターショベルにて道路上除雪作業中、道路の路肩から車両ごと1.6メートル下へ転落し、操作していた労働者が死亡したものの。	2メートル未満からの 墜落・転落 整地・運搬・積込み用機械
3	松山	4月 14時台	その他の建設業	男	51	作業者	その他	自社の敷地内において、ドラム缶を加工するため、可搬式ディスクグラインダで上蓋を切断していたところ、ドラム缶が爆発し、上蓋を切断していた労働者が爆発に巻き込まれ死亡したものの。	爆発 可燃性ガス
4	松山	4月 9時台	道路建設工事業	男	57	作業者	地方公共団体	ドラグショベルを操作して、狭く傾斜のある土道の路面整備を行っていたところ、路肩から車体ごと約1メートル下へ転落し、操作していた労働者が死亡したものの。	2メートル未満からの 墜落・転落 整地・運搬・積込み用機械
5	新居浜	6月 6時台	道路貨物運送業	男	26	自動車運転者		荷の運搬のためトレーラーを走行させていたところ、橋の欄干に激突し横転、その後トレーラーが炎上し、運転者が死亡したものの。	交通事故(道路) トラック
6	新居浜	6月 10時台	紙加工品製造業	女	64	作業者		はい作業場において、フォークリフトに積載していた荷(重さ約150kg)が、付近を通行していた労働者に向けて落下したものの。	飛来・落下 荷姿のもの
7	新居浜	8月 10時台	機械器具設置工事業	男	23	作業者	民間	構内に設置された集じん機の内部において、内壁に付着している煤じんを手工具でそぎ落としていたところ、足をかけていたステップから墜落し、下方に堆積していた煤じんの中に埋もれ、死亡したものの。	2メートル以上からの 墜落・転落 その他の装置、設備
8	今治	9月 16時台	林業	男	71	伐木・造林作業者		山林の中で、伐木等機械（フェラーバンチャ）を操作して、林業用の作業道を開設する作業を行っていたところ、伐木等機械とともに約15m下方まで転落したものの。	2メートル以上からの 墜落・転落 伐木等機械
9	今治	10月 15時台	その他の土石製品製造業	男	61	作業者		構内のプラントにおいて、破砕機の修繕作業に従事していたところ、約10m下方へ墜落したものの。	2メートル以上からの 墜落・転落 混合機、粉砕機